

株式会社日本政策金融公庫「地域活性化・雇用促進資金」

対象事業証明実施要領

(目的)

- 1 この要領は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の実施する「地域活性化・雇用促進資金」の申込にあたり、森町（以下「町」という。）が対象事業の認定を行うための必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

- 2 この要領において対象とする事業は、「森町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」に合致し地方創生に資するもので、公庫の「地域活性化・雇用促進資金」の申込者であり、町内に主たる店舗・工場・事業所を有し、次の貸付制度を利用する事業とする。
 - (1) 公庫国民生活事業においては、地域活性化・雇用促進資金の利用を希望するもの。
 - (2) 公庫中小企業事業においては、公庫法第2条第3号に定める中小企業者であって、地域活性化・雇用促進資金の利用を希望するもの。

(対象事業の証明)

- 3 地域活性化・雇用促進資金の申込をしようとする事業者は、町に申請書類を提出し、対象事業であることの証明を受けるものとする。

(申請の方法)

- 4 対象事業であることの証明を受けようとする事業者は、公庫または森町商工会を通じて次の各号の書類を町企画財政課企画係に提出するものとする。
 - (1) 地域活性化・雇用促進資金対象事業証明願（別記様式1）
 - (2) 下記に掲げる添付書類
 - ① 申請日から3ヶ月以内の登記簿謄本又は定款（写可）
 - ② 会社概要及び当該貸付対象となる事業が「森町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」に合致し地方創生に資する理由を示したもの

(その他)

- 5 その他、下記のとおり定めることとする。
 - (1) 町は、証明に当たって事業者から得た情報について、公庫に提供し、関係機関に照会することができる。
 - (2) 町は、証明に当たり、必要に応じて添付書類以外の書類の提出を求めることができる。
 - (3) 対象事業の証明に関し、この要領に定めのない事項は、町と公庫が協議のうえ別に定める。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則(平成30年3月27日改正)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。